

仕事と子育て・介護及び仕事と治療の両立支援を行う。職員各人が心身共にゆとりを持ち職員間のさらなる連携を図り、利用者へよりよい支援を提供するために行動計画を策する。

1. 計画期間

2023年4月1日から2028年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標

① 産後パパ育休の取得等について情報提供を図る。

＜対策＞ 2023年4月～

- ・産後パパ育休に関する担当者を配置し、それに関するパンフレットの配布及び掲示板に貼付する。
- ・産後パパ育休が取得しやすいように、既存の給与規程の一部改正の是非を法人運営検討委員会等で議論を重ねる。

② 療養中・療養後の労働者の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度や試し出勤制度の導入を目指す。

＜対策＞ 2023年4月～

- ・看護師を中心としたメンタルヘルス対策の継続に加え、法人全体のワークライフバランスや健康経営状況の把握に努める。
- ・制度、体制の構築等の環境整備に向け、保健衛生管理委員会等で検討を行う。
- ・社会保険労務士に相談しながらより良い規則・規程の整備に努める。

③ 柔軟な年次有給休暇の取得の促進を図る。

＜対策＞ 2023年4月～

- ・入職し、3カ月後から年次有給休暇が取得できることを紙面と口頭にて説明することの継続。また、3カ月を待たずに休みの必要性が生じた場合、その日に振替休日を与えられるような勤務形態に変更する。